

感染症対策に関する支援等

最新の情報は、お問い合わせください。

子育て世帯の方へ 子育て世帯への臨時特別給付金

対象 ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童、②令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童、③令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）④所属庁から児童手当本則給付を受けている公務員家庭の児童

給付額 児童1人当たり10万円（現金で一括給付）

申請方法 ①は申請不要（児童手当支給口座に12月下旬振込済）、②・③・④の方は必要書類をこども家庭課へ

問合先 こども家庭課 ☎(275)6349

※必要書類など詳細は市 HP をご確認ください▶



事業主及び労働者の方へ 雇用調整助成金

雇用調整助成金等について、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置の1月以降の予定は、下記にお問い合わせください。

問合先 ハローワーク泉大津 ☎0725 (32) 5181 31#

雇用調整助成金等コールセンター ☎0120 ☎(60) 3999
(開設時間: 9:00～21:00)

※詳しくは厚生労働省 HP をご確認ください▶



総合支援資金の特例貸付の利用が終了した方などへ 生活困窮者自立支援金

生活困窮者自立支援金の制度内容が一部変更されています。

対象 ①初回: 緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終わった世帯または申請期限までに借り終える世帯

②再支給: 生活困窮者自立支援金（初回）の受給が通常に終了した世帯

収入要件 収入月額が一定の金額を超えていないこと
単身世帯: 123,000 円 2人世帯: 177,000 円 3人世帯: 223,000 円

資産要件 預貯金等が一定の金額を超えていないこと（上限100万円）

単身世帯: 504,000 円 2人世帯: 780,000 円 3人以上世帯: 1,000,000 円

求職等要件 ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

支給額（月額） 単身世帯: 6万円 2人世帯: 8万円 3人以上世帯: 10万円

申請期間 令和4年3月31日まで **支給期間** 3ヵ月

問合先 高石市社会福祉協議会 ☎(248)2667

※その他要件の詳細等については、市 HP をご覧ください▶



高石市独自補助事業

国の小規模事業者持続化補助金の上乗せ補助

新型コロナウイルス感染症の影響に負けずに頑張る小規模事業者を応援するため、国の「小規模事業者持続化補助金」に上乗せ補助を行います。

対象者 高石市内に事業所を有する小規模事業者で、国が実施する小規模事業者持続化補助金（令和2年第1回受付以降）の交付決定を受けて補助事業を実施する事業者

※「一般型（通常枠）」、「コロナ特別対応型」、「低感染リスク型ビジネス枠」のみが対象

補助額 事業対象経費から国の補助金を差し引いた額の2分の1（交付限度額25万円）※持続化給付金ではありません

申請 必要書類を経済課へ

問合先 経済課 ☎(275)6149（国の「小規模事業者持続化補助金」については高石商工会議所 ☎(264)1888 へ）

※申請書類などの詳細は市 HP をご確認ください▶



コロナの影響で減収・失業した方へ

緊急小口資金等の特例貸付の申請期間延長

緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付）の特例貸付の申請期間が、令和4年3月31日まで延長となりました。なお、総合支援資金（再貸付）の特例貸付の申請受付は、令和3年12月31日で終了しています。

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による減収や失業等により生活に困窮し、生計維持のための貸付を必要とする世帯

<特例緊急小口資金>

貸付上限額: 20万円、据置期間: 1年以内、償還期限: 2年以内、貸付利子、保証人: 無利子、保証人不要

<特例総合支援資金（初回）>

貸付上限額: 単身世帯: 月15万円以内、複数世帯: 月20万円以内、貸付期間: 3ヵ月以内、据置期間: 1年以内、償還期限: 10年以内、貸付利子、保証人: 無利子、保証人不要

問合先 高石市社会福祉協議会 ☎(261)3656

自宅の家賃の支払いにお困りの方へ 住居確保給付金をご活用ください

住まいの家賃を払えない借り主に代わって、市が家賃相当額を家主へ支給します。

給付額 賃貸住宅の家賃額（全部または一部）

期間 3ヵ月（収入の状況等により変更あり）

対象 離職や経済的な困窮で住まいを失った、または失う恐れがある方（資産及び収入の条件あり）

問合先 社会福祉課 ☎(275)6283

※申請方法等の詳細については市 HP をご覧ください▶



新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感

※掲載情報は、12月21日時点のものです。

中小企業者等の方へ 伴走支援型特別保証制度

一定の要件（売上減少15%以上等）を満たした中小企業者等に対し、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げます。

保証限度額 4,000万円

保証期間 10年以内

措置期間 5年以内

金利 金融機関所定

保証料率 0.2%（国による補助前は原則0.85%）

保証人 代表者は一定要件を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

- 要件**
- ・売上げが15%以上減少していること
 - ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けていること
 - ・経営行動計画書を作成すること
 - ・金融機関が継続的な伴走支援をすること

問合先 中小企業金融相談窓口 ☎0570(783)183

（受付時間：9:00～19:00全日対応）

※詳細は、中小企業庁HPをご覧ください ▶



感染に強いまちづくり 感染防止認証ゴールドステッカー

府は感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、新たな認証制度を創設しました。

対象 飲食店（宅配、テイクアウト、フードコートは原則対象外）

認定基準 国基準を基本に、府独自基準を設定

- 例**
- ・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）
 - ・手指消毒の徹底
 - ・食事中以外のマスク着用の推奨
 - ・換気の徹底、CO2センサーの設置
 - ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨
 - ・コロナ対策リーダーの設置 等

問合先 大阪府感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター ☎06(7178)1371（受付時間：9:30～17:30 平日のみ対応）

※発効手順等の詳細については、大阪府感染防止認証ゴールドステッカーHPをご覧ください ▶



高石市独自補助事業 高石市感染防止認証制度推進事業支援金

安心安全な店舗運営を継続的に行っていただくため、府の「感染防止認証ゴールドステッカー」の認証を受けた市内の飲食店などに支援金を交付します。

対象 次の条件を全て満たすこと

- ①市内にある飲食店を運営する事業者で、大阪府感染防止認証ゴールドステッカーの認証を受けていること
- ②大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金支給規則に基づく支援金の支給の決定を受けていないこと

支給額 1店舗につき5万円

※1店舗につき1回限りです

申請 高石商工会議所へ郵送

申請期間 令和4年3月31日（必着）

問合先 高石市感染防止認証制度推進事業コールセンター ☎06(6635)2624（平日10時～17時）

※詳細は市HPをご確認ください ▶



高石市独自補助事業 高石市感染防止宣言支援金

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し、安心して利用することのできる安全な施設の運営を継続的に行う事業者の増加を図るため、市内で営業を行う施設を有する事業者が実施する感染防止対策を支援することを目的として、支援金を交付します。

対象 対象施設を有する事業者

※対象施設については市HPをご確認ください

支給額 1施設につき3万円

※1施設につき1回限りです

申請 高石商工会議所へ郵送

申請期間 令和4年3月31日（必着）

問合先 高石市感染防止宣言支援金コールセンター ☎06(6635)2624（平日10時～17時）

※詳細は市HPをご確認ください ▶

